

東日本大震災により不動産に被害を受けた皆さまへ

このたびの東日本大震災により被害に遭われたことに対して、心よりお見舞いを申し上げます。
次の場合には、申告又は申請の手続きを行うことにより、不動産取得税の全額又は一部の軽減を受けられる場合がありますので、県税事務所にご相談ください。

東日本大震災による被災家屋の代替家屋及び被災家屋の土地の代替土地を取得した場合

・対象となる方

被災家屋及び被災家屋の土地の所有者である個人あるいは法人、又は相続があったときにおけるその方の相続人。なお、被災家屋及び被災家屋の土地の所有者である法人が、合併により消滅したときなど事情によっては対象となる場合もありますので、詳しくは県税事務所までお問合せください。

・対象となるための条件

被災家屋と代替家屋、被災家屋の土地と代替土地、いずれの所有者も同一人であること。さらに、被災家屋と被災家屋の土地については処分をすること、また、代替家屋と代替土地については被災家屋・被災家屋の土地の用途と同じであることを基本としますが、それぞれの事情によってはその限りではありませんので、県税事務所にご相談ください。

・代替家屋及び代替家屋の土地の取得の期限

対象となる方が、平成33年3月31日までに、東日本大震災により被災家屋の代替家屋、及び被災家屋の土地の代替土地を取得したときに対象となります。

・軽減される額

大震災特例控除の額が軽減されます。

さらに、減免の対象となった場合には、被災家屋と被災土地、代替家屋、代替土地の面積・評価額、保険等による補填された額をもとに、減免の程度に応じて計算された額も軽減されます。

大震災特例控除の額

不動産の種類	大震災特例控除の額	備考
代替家屋	代替家屋の価格 × $\left\{ \begin{array}{l} \text{被災家屋の床面積} \\ \text{代替家屋の床面積} \end{array} \right. \text{ (上限「1」)}$	・東日本大震災による被災であること。 ・被災の程度は問いません。
代替土地	代替土地の価格 × $\left\{ \begin{array}{l} \text{被災土地の面積} \\ \text{代替土地の面積} \end{array} \right. \text{ (上限「1」)}$	

減免の対象となる被害の程度

不動産の種類	被害の程度	備考
被災家屋	全壊、大規模半壊及び半壊	一部損かいの状態は、対象となりません。
被災土地	埋没、被災土地の面積に占める被害面積の割合が20%以上の場合	被災土地の面積に占める被害面積の割合が20%未満の場合は、対象となりません。

(注) 被災土地とは、埋没あるいは、その土地本来の用途に重大な支障をきたすような損傷があった土地です。

家屋及び土地を取得してから1年以内に、その家屋及び土地が災害により滅失・損かいた場合

・対象となる方

被災家屋及び被災家屋の土地の所有者である個人あるいは法人、又は相続があったときにおけるその方の相続人。なお、被災家屋及び被災土地の所有者である法人が、合併により消滅したときなど事情によっては対象となる場合もありますので、詳しくは県税事務所までお問合せください。

・軽減される税額

被災家屋及び被災土地の面積・評価額をもとに、減免の割合に応じて計算された税額が軽減されます。

減免の対象となる被災の程度

不動産の種類	被災の程度	備考
被災家屋	全壊，大規模半壊及び半壊	一部損かいの状態は，対象となりません。
被災土地	埋没，被災土地の面積に占める被害面積の割合が20%以上の場合	被災土地の面積に占める被害面積の割合が20%未満の場合は，対象となりません。

(注) 被災土地とは，埋没あるいは，その土地本来の用途に重大な支障をきたすような損傷があった土地です。

災害による被災土地，被災家屋の代わりに土地及び家屋を取得した場合

・対象となる方

被災土地及び被災家屋の所有者である個人あるいは法人，又は相続があったときにおけるその方の相続人。なお，被災土地及び被災家屋の所有者である法人が，合併により消滅したときなど事情によっては対象となる場合もありますので，詳しくは県税事務所までお問合せください。

・対象となるための条件

被災土地と代替土地，被災家屋と代替家屋，いずれの所有者も同一人であること。さらに，代替土地と代替家屋については被災土地・被災家屋の用途と同じであることを基本としますが，それぞれの事情によってはその限りではありませんので，県税事務所にご相談ください。

・代替家屋及び代替家屋の土地の取得の期限

対象となる方が，被災の日から3年以内に，被災家屋の代替家屋，及び被災土地の代替土地を取得したときに対象となります。

・軽減される額

被災家屋と被災土地，代替家屋，代替土地の面積・評価額，保険等による補填された額をもとに，減免の割合に応じて計算された額が軽減されます。

減免の対象となる被災の程度

不動産の種類	被災の程度	備考
被災家屋	全壊，大規模半壊及び半壊	一部損かいの状態は，対象となりません。
被災土地	埋没，被災土地の面積に占める被害面積の割合が20%以上の場合	被災土地の面積に占める被害面積の割合が20%未満の場合は，対象となりません。

(注) 被災土地とは，埋没あるいは，その土地本来の用途に重大な支障をきたすような損傷があった土地です。

- ・手続き 「不動産取得申告(報告)書」，「不動産取得税減免申請書」に，市町村などの公的機関，公的資格を有する者が発行する被災を証する書類や県税事務所から提出を求められた書類などを添付して，県税事務所へ直接提出してください。なお，「不動産取得申告(報告)書」，「不動産取得税減免申請書」は，県税事務所の窓口又は県庁税務課のホームページから入手することができます。
- ・手続きの期限 県税事務所から送付された納税通知書の納期限前7日までに手続きをしてください。もし，納税通知書の納期限前7日までに手続きができない状況(例えば，市町村等の公的機関の発行する被災を証する書類を期限までに準備できないなど。)にある場合には，県税事務所まで相談に来られるか又は電話にてご相談ください。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

問 合 せ 先	水戸県税事務所 課税第二課	電話 029- 221- 4820	土浦県税事務所 課税第二課	電話 029- 822- 7216
	常陸太田県税事務所 課税第二課	電話 0294- 80- 3312	筑西県税事務所 課税第二課	電話 0296- 24- 9197
	行方県税事務所 課税第二課	電話 0299- 72- 0773	茨城県庁税務課 賦課グループ	電話 029- 301- 2424